

## スマートカメラセット 重要事項(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

### (1) サービス名

「スマートカメラセット」

### (2) サービスの種類

お客様が届け出た住所に設置された機器（以下「本件機器」といいます）による設置先の映像確認およびリアルタイムでのコミュニケーション、ご家族の帰宅または外出の通知等を行うサービス（以下「本サービス」といいます）。

※本サービスの詳細は各種 Web サイトにてご確認いただか、または弊社販売担当者までお問い合わせください。

※お客様は、本件機器を設置する土地または建物の権利者がお客様以外の方である場合、当該土地または建物の権利者に本件機器が設置されることについて、あらかじめご承諾を得るようお願いいたします。

※設置先の遮断物等の構造によって、通信が不安定となる、または切断される可能性があります。

※本サービスの利用に必要なアプリケーションのダウンロード方法は、以下の通りです。

NURO 光のお申し込みが完了した際、お客様宛にマイページのログイン ID とログインパスワードが記載された「契約内容のご案内」が郵送されています。Google Play Store もしくは App Store からアプリケーションのダウンロードを行い、記載されたログイン ID 及びログインパスワードを用いてログイン作業を行ってください。

### <契約期間について>

利用開始日からご利用いただけます。

なお、本サービスは、当該利用開始日から 3 年間が契約継続期間となります。お客様が本サービスの契約継続期間の満了月の前月及び当該満了月に本サービス利用契約を解約しない場合、本サービスの契約継続期間の満了月の翌月を始期とした 1 年間の新たな契約の契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。

解約時期にかかる違約金は発生しません。

※解約時に別途ご購入の機器代金の残債がある場合は、当該残債をお支払い頂きます。

### <ご解約時の条件等>

・36 カ月の分割払いにてお支払いいただく AI ホームゲートウェイ及び室内コミュニケーションカメラの販売代金の分割払期間中に解約（転居またはコース変更に伴う解約の場合を含みます）される場合は、お支払いただいている AI ホームゲートウェイ及び室内コミュニケーションカメラの販売代金の残債額を一括でご請求させていただきます。

### (3) ご利用料金

・月額基本料金：3,938 円(税込)

※「スマートカメラセット」のご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

・スマートカメラセット対応機器代金：68,508 円（税込）

※AI ホームゲートウェイ及び室内コミュニケーションカメラのセット代金

### (4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払ください。

1.弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他弊社が定める支払方法 ※

※ お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

### (5) サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社が本件サービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

### (6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住 所 東京都港区港南1丁目7番1号

代表者氏名 中川 典宣

### (7) 契約の締結担当者

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

チャネル開発部

新井 俊介

### (8) キャンペーンについて

マイページにてご確認ください。

### (9) 契約不適合がある場合の弊社の責任について

本件サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とします。ただし、弊社の故意または重大過失によりお客様に損害が生じた場合は、この限りではありません。

## (10) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、本件サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※ 契約の解除に関する書面には、「スマートカメラセット 契約解除」と記載いただき、お客様の住所、氏名及び電話番号(いずれも本サービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を記載し、署名捺印のうえご提出ください。

### ◆契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 NURO 事務センター

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル

アルティウスリンク株式会社 内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

### 【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客様が、弊社が特定商取引法第 6 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 9 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客様は、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時、その効力が生じます。
4. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客様（特定商取引法第 9 条第 1 項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客様は、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(11) サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

NURO 光サポートデスク

[https://1738.jp/nuro\\_con](https://1738.jp/nuro_con)